

音声利用 I P 通信網サービス契約約款

実施 平成 29 年 2 月 1 日

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成 7 年条約第 2 号）、国際電気通信連合条約（平成 7 年条約第 3 号）、条約付属国際電気通信規則（平成 2 年 6 月郵政省告示第 408 号）及び国際海
事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和 54 年条約第 5 号）並びに電気通信事業法（昭和
59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき、この音声利用 I P 通信網サービス契約
約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより音声利用 I P 通信網サービス（当社がこの約款以外
の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意（事業法第
20 条第 5 項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によ
ります。

(注) 本条のほか、当社は、音声利用 I P 通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除
きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約
款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海 事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をい います。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛 星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」とい います。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの
通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
特定 F T T H 事業者	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
特定約款	特定 F T T H 事業者の音声利用 I P 通信網サービス契約約款

音声利用 I P 通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信（電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）に規定する電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとし、）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
音声利用 I P 通信網サービス	音声利用 I P 通信網を使用して行う電気通信サービス
契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
音声利用 I P 通信網サービス取扱所	当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所	その音声利用 I P 通信網サービスの契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所（当社の事業所及び当社が指定する事業所に限りません。）
取扱所交換設備	音声利用 I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備
第 2 種契約	当社から第 2 種サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と第 2 種契約を締結している者
相互接続協定	特定 F T T H 事業者が特定 F T T H 事業者以外の電気通信事業者（当社を除きます。）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第 33 条第 9 項若しくは第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づくものを含みます。）
相互接続点	相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
接続契約者回線	音声利用 I P 通信網と相互に接続する電気通信回線（別記 1 に定めるものとします。）であって、専ら第 2 種サービス（メニュー 3 に係るものに限ります。）の利用のために設置されるもの
利用回線	別記 1 の(2)及び(3)に定める電気通信回線であって、音声利用 I P 通信網サービスに係るもの
接続契約者回線等	(1) 接続契約者回線 (2) 利用回線 (3) 特定 F T T H 事業者が必要により設置する電気通信設備
回線収容部	接続契約者回線を収容するために特定 F T T H 事業者が設置する電気通信設備
端末設備	接続契約者回線等の一端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって 1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
サービス接続点	特定 F T T H 事業者が特定約款に定めるサービス接続点
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 3 1 号）及び端末設備等の接続の技術的条件
協定事業者	特定 F T T H 事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
リルーティング通信等	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、音声利用 I P 通信網内で接続する通信
相互接続通信	相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 2 26 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

2 前項に規定するほか、「契約者回線等」の定義は、特定約款に規定する「契約者回線等」の意味に相当するものとし、音声利用 I P 通信網サービスの提供にあたり、特定約款における「契約者回線等」に係る

規定に準じて、契約者回線等についての取り扱いを行うものとします。

(外国における取扱いの制限)

第4条 音声利用 I P 通信網サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第1章の2 音声利用 I P 通信網サービスの種類等

(音声利用 I P 通信網サービスの種類等)

第4条の2 音声利用 I P 通信網サービスは、特定 F T T H 事業者のサービス卸を利用して提供します。

2 音声利用 I P 通信網サービスは、特定 F T T H 事業者の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

3 音声利用 I P 通信網サービスには、料金表に規定する通信又は保守の態様による品目及び細目があります。

第2章 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域

(音声利用 I P 通信網サービスの提供区域)

第5条 当社の音声利用 I P 通信網サービスは、別記 1 に定める提供区域において提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1 の回線収容部又は 1 の利用回線ごとに 1 の第 2 種契約を締結します。この場合、契約者は、1 の第 2 種契約につき、1 人に限ります。

(接続契約者回線の収容)

第7条 特定 F T T H 事業者は、特定 F T T H 事業者が指定する音声利用 I P 通信網サービス取扱所の 1 の回線収容部に 1 の接続契約者回線を収容します。

2 特定 F T T H 事業者は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の音声利用 I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(注) 特定 F T T H 事業者は、本条の規定によるほか、第41条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、他の音声利用 I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(契約申込の方法)

第8条 第 2 種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契

約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第 2 種サービスの細目
- (2) 接続契約者回線の終端の場所又は利用回線の契約者回線番号
- (3) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第 9 条 当社は、第 2 種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合又はその他当社が不適切と認める場合には、その第 2 種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第 2 種契約の申込みをした者が、その第 2 種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) 第 2 種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 第 2 種契約の申込みをした者が第 2 種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 第 46 条（利用に係る契約者の義務）又は第 47 条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者回線番号)

第 10 条 第 2 種サービスの契約者回線番号は、1 の回線収容部又は 1 の利用回線ごとに当社又は特定 F T T H 事業者が定めます。

2 契約者は、接続契約者回線に係る終端の場所又は利用回線の契約者回線番号について変更の申込みを行うときは、その内容について契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

3 前項の届出又は利用回線の移転等により、その回線収容部又は利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社又は特定 F T T H 事業者は、その変更を行います。

4 前項に規定するほか、当社又は特定 F T T H 事業者は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第 2 種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

5 当社は、特定 F T T H 事業者から第 2 種サービスの契約者回線番号の変更について通知を受けた場合には、契約者にその内容を通知します。

(注) 当社又は特定 F T T H 事業者は、本条の規定によるほか、第 41 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、第 2 種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

(請求による契約者回線番号の変更)

第11条 契約者は、迷惑電話（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）又は間違い電話（現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。）を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に対し当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、当社又は特定 F T T H 事業者の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

(回線収容部の変更)

第12条 第10条（契約者回線番号）第2項に規定する届出により、その接続契約者回線について他の音声利用 I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、特定 F T T H 事業者は、その変更を行います。ただし、第9条（契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

(細目の変更)

第13条 契約者は、当社が別に定めるところにより細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第14条 当社は、契約者から請求があったときは、第2種サービスの利用の一時中断（その回線収容部及び契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(第2種契約に係る利用権の譲渡)

第15条 第2種契約に係る利用権（契約者が契約に基づいて音声利用 I P 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社及び特定 F T T H 事業者の承認を受けなければその効力を生じません。

2 第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 第2種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務（第33条（通信料金の支払義務）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

(契約者が行う第2種契約の解除)

第16条 契約者は、第2種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に書面により通知するものとします。

(当社が行う第2種契約の解除等)

第17条 当社は、第23条（利用停止）の規定により第2種サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種サービスの利用停止をしないでその第2種契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その第2種契約を解除することがあります。

- (1) 利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、第2種サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
- (2) 利用回線の移転等により音声利用 I P 通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (3) 契約者とその第2種契約に係る接続契約者回線等について当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。
- (4) 第2種契約又はその他当社との他の契約にあたって事実と反する記載ないし申し出を行ったことが判明したとき。
- (5) 第10条（契約者回線番号）第2項、別記2又は3の規定に違反したとき又はその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (6) 契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第39条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。）。

4 利用回線に係る電気通信サービスについての契約が解除され又はその他事由の如何を問わず終了した場合には、第2種契約は、通知その他何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。

5 当社が第2種契約を提供するために必要な当社と特定 F T T H 事業者との間の契約が終了したとき、その他理由のいかんを問わず、特定 F T T H 事業者から、特定約款に基づくサービスの提供を受けられなくなったときは、第2種契約は、何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。この場合、当社は、契約者に対して、当該終了の事実を事後的に通知するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第18条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。

- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。

- (1) 第1項に違反したとき。
- (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
 - ① 当社に対する暴力的な要求行為
 - ② 当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当社に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

(その他の提供条件)

第19条 第2種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社又は特定F T T H事業者の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定 F T T H 事業者の電気通信設備の保守上、工事上又は音声利用 I P 通信網サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (2) 特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社又は特定 F T T H 事業者が認めるとき。
- (3) 第27条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (4) 利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。

2 当社は、特定 F T T H 事業者から前項の規定による音声利用 I P 通信網サービスの利用の中止について通知を受けた場合には、契約者に当社が別に定める方法によりその旨をお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 第1項に規定する場合のほか、音声利用 I P 通信網サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（音声利用 I P 通信網サービスに係る料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第39条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。）。
- (2) 契約者が当社と締結している又は締結していた他の契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第39条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。）。
- (3) 接続契約者回線を第2種サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めるとき。
- (4) 第46条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めるとき。
- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用 I P 通信網サービスに関する当社又は特定 F T T H 事業者の業務の遂行又は当社又は特定 F T T H 事業者の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用 I P 通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(サービスの廃止)

第24条 当社は、当社又は特定 F T T H 事業者の事情等により、音声利用 I P 通信網サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により音声利用 I P 通信網サービスを廃止するときは、あらかじめ相当な期間を置いて、その旨を契約者に通知します。この場合において、当社は音声利用 I P 通信網サービスの廃止に関し、契約者に対して一切の責任を負わないものとします。

第6章 通信

(相互接続点との間の通信等)

第25条 相互接続通信は、相互接続協定に基づき当社又は特定 F T T H 事業者が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、特定 F T T H 事業者が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(注) 特定 F T T H 事業者が別に定めた通信は、特定約款に定めるところによります。

(通信の切断)

第26条 当社は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項及び第15条の2第3項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

(通信利用の制限等)

第 27 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社又は特定 F T T H 事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）を行うことがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給確保に直接関係がある機関
ガスの供給確保に直接関係がある機関
水道の供給確保に直接関係がある機関
別記 12 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 前2項に規定するほか、契約者は、当社、特定 F T T H 事業者又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、その音声利用 I P 通信網サービスを利用できないことがあります。

(通信時間等の制限)

第28条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

(通信時間の測定等)

第29条 通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。

(契約者回線番号等通知)

第30条 接続契約者回線等から契約者回線等への通信については、その接続契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信（当社又は特定 F T T H 事業者が別に定める方法により行う通信を除きます。）
- (3) その他当社又は特定 F T T H 事業者が別に定める通信

2 第1項の規定により、その接続契約者回線等の契約者回線番号を着信先の接続契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。

3 当社又は特定 F T T H 事業者は、前 2 項にかかわらず、接続契約者回線等から、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び接続契約者回線等に係る終端（回線収容部に収容されるもの以外のもの）の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4 当社は、前 3 項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注 1) 本条第 1 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

(注 2) 本条第 2 項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。

(注 3) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

第 7 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第31条 当社が提供する音声利用 I P 通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供する音声利用 I P 通信網サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表に定めるところによります。

(注) 本条第 1 項に規定する基本料金は、当社が提供する音声利用 I P 通信サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

第 2 節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第32条 契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用 I P 通信網サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間について、料金表に規定する基本料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により音声利用 I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用 I P 通信網サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合又は接続契約者回線に係る電気通信サービスに起因する場合を除きます。）に、そのことを当社及び特定 F T T H 事業者が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社及び特定 F T T H 事業者が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金
当社又は特定 F T T H 事業者の故意又は重大な過失によりその音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社及び特定 F T T H 事業者が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金
回線収容部の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更、利用回線の変更若しくは移転又は第2種サービスに係る接続契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、音声利用 I P 通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により音声利用 I P 通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（通信料金の支払義務）

第33条 契約者は、接続契約者回線等から接続契約者回線等へ行った通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信時間と料金表の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2 相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社、特定 F T T H 事業者又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社、特定 F T T H 事業者又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

3 前2項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表に別段の定めがある場合はその定めるところによります。

4 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を

参酌するものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、別記 4 及び別記 13 から別記 16 に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第34条 契約者は、音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第35条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 特定約款に規定する音声利用 I P 通信網サービスの転用により、新たに当社と第 2 種契約を締結することになる契約者（以下「転用契約者」といいます。）は、転用前の契約者回線等の設置又は移転に係る工事に関する費用についての分割支払金の残余の期間の債務（以下「工事費残債」といいます。）がある場合には、当社が工事費残債を引き受けることを承諾するものとし、以後、当社に対して、当社が定める方法により工事費残債相当額の債務（以下「引受後工事費残債」といいます。）を弁済するものとします。

4 転用契約者は、前項に規定するほか、当社に対して、特定約款に規定する音声利用 I P 通信網サービスからの転用により、当社と特定 F T T H 事業者との間の契約に基づき当社が負担することになる債務（転用前の契約者回線の設置に係る工事に関する費用の割引に関し、約定契約期間経過前に解約されたことに伴い発生する違約金その他の債務及び当該転用に伴う品目又は細目の変更に係る工事費の支払債務等を含みます。）と同額の債務（以下「解約違約金等債務」といいます。）を、当社が定める方法により弁済するものとします。

5 前 2 項の適用を受ける契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、引受後工事費残債及び解約違約金等債務について期限の利益を失い、当社又は当社が指定する者に対して、直ちに未払いの引受後工事費残債及び解約違約金等債務の全額を弁済するものとします。

(1) 第 2 種契約が解除されたとき

(2) 契約者が次のいずれかに該当したとき。

- ① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
- ② 差押、仮差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。
- ③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあったとき。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

(注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記6に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第37条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第38条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に当該支払期日に係る債務全額の支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 第39条（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第5節 債権の譲渡

(債権の譲渡)

第39条 契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなった料金債務、引受後工事費残債その他の債務に係る債権を、当社又は特定F T T H事業者が別に指定する事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、譲渡することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第8章 保守

(契約者の切分責任)

第40条 契約者は、音声利用 I P 通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社又は特定 F T T H 事業者は、音声利用 I P 通信網サービス取扱所その他必要な場所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社又は特定 F T T H 事業者は、前項の試験により特定 F T T H 事業者が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社又は特定 F T T H 事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

4 当社又は特定 F T T H 事業者は、電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ない場合又は音声利用 I P 通信網サービスの提供上必要がある場合、契約者の承諾を得た上で、当該契約者の自宅又は事業所その他同等の場所に作業員を派遣し、作業を行う場合があります。

(修理又は復旧の順位)

第 41 条 特定 F T T H 事業者は、特定 F T T H 事業者の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 27 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧するものとします。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により特定 F T T H 事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記12に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社又は特定 F T T H 事業者は、特定 F T T H 事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第42条 当社は、音声利用 I P 通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社、特定 F T T H 事業者又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、その音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社及び特定 F T T H 事業者が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社及び特定 F T T H 事業者が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表に規定する基本料金

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第43条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担せず、その他何ら責任を負わないものとします。

第10章 雑則

(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

第44条 契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承諾を受けた者（以下この条において「契約者等」といいます。）は、別記17に定める協定事業者（事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記17に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第45条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社又は特定F T T H事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合において、当社は、特定F T T H事業者からその理由の通知を受けたときは、当該理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第46条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 特定F T T H事業者が設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損傷し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要が

あるとき又は当社が認めるときは、この限りではありません。

- (2) 接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は音声利用 I P 通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 当社又は特定 F T T H 事業者が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、特定 F T T H 事業者が設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (5) 特定 F T T H 事業者が設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただきます。

(利用上の制限)

第47条 契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し又は他人に利用させること。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサブプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者の氏名の通知等)

第48条 契約者は、当社が指定する第三者、特定 F T T H 事業者又は協定事業者（その契約者と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所、契約者回線番号その他必要な情報を、当社が指定する第三者、特定 F T T H 事業者又は協定事業者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。

2 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。

3 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（特定 F T T H 事業者が定める電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社又は特定 F T T H 事業者が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメ

メッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについてあらかじめ異議なく同意するものとします。

4 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。

5 契約者は、当社が、第39条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第23条（利用停止）の規定に基づきその音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。

6 契約者は、当社が第 39 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその音声利用 I P 通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。

7 契約者は、音声利用 I P 通信網サービスを現実に利用する従業者その他の利用者が存在する場合において、前 6 項の目的を達するため前 6 項に規定する情報が必要になる場合には、当該利用者をして、当社が当該情報を卸事業者等、特定 F T T H 事業者、協定事業者、請求事業者に通知することをあらかじめ異議なく承諾させるものとします。

（特定 F T T H 事業者及び協定事業者からの通知）

第49条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、特定 F T T H 事業者及び協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

2 契約者は、音声利用 I P 通信網サービスを現実に利用する従業者その他の利用者が存在する場合において、前項の目的を達するため前項に規定する情報が必要になる場合には、当該利用者をして、当社が卸事業者等、特定 F T T H 事業者又は協定事業者から当該情報の通知を受けることについてあらかじめ異議なく承諾させるものとします。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第50条 当社、当社が指定する第三者又は特定 F T T H 事業者は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社、当社が指定する第三者又は特定 F T T H 事業者の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社、当社が指定する第三者又は特定 F T T H 事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社、当社が指定する第三者又は特定 F T T H 事業者が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは当社、当社が指定する第三者又は特定 F T T H 事業者は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による音声利用 I P 通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第51条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として当社、当社が指定する第三者又は特定 F T T H 事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした契約者が当社が請求する料金、工事に関する費用、引受後工事費残債その他の債務の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) その契約者の申出について当社、当社が指定する第三者又は特定 F T T H 事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社、当社が指定する第三者又は特定 F T T H 事業者が請求した料金、工事に関する費用、引受後工事費残債その他の債務について、その契約者が当社、当社が指定する第三者又は特定 F T T H 事業者が定める支払期日を経過してもなおその当社、当社が指定する第三者又は特定 F T T H 事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いは廃止します。

(電話帳の発行)

第52条 特定 F T T H 事業者は、別記 5 に定めるところにより、電話帳の発行を行います。

(法令に規定する事項)

第53条 音声利用 I P 通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 11 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 54 条 音声利用 I P 通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 7 から 11 に定めるところによります。

別記

1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等

(1) 第2種サービス（メニュー3に係るものに限り。）について、接続契約者回線に係る電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャンネル数の上限並びに終端の場所として指定することができる区域は以下のとおりとします。この場合において、第2種サービスの提供区域は、接続契約者回線の終端とすることができる区域とします。

電気通信サービス		取扱いの単位	チャンネル数の上限	終端の場所とすることができる区域	
名称	品目等			終端のうち回線収容部に収容されるもの	終端のうち左記以外のもの
特定 F T T H 事業者が定める L A N 型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービス	1Mb/s	左記の電気通信サービスに係る契約者回線の品目が同一である2の契約者回線であって、互いの契約者回線のみが通信相手先となるものを1の接続契約者回線として取り扱います。ただし、複数の論理回線（本欄に規定する2の契約者回線上に設定された論理的な電気通信回線をいいます。以下この表において同じとします。）について、1の論理回線ごとに1の回線収容部へ収容する場合は、1の論理回線を1の接続契約者回線とみなして取り扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに2チャンネルまで	当社が別に定める音声利用 I P 通信網サービス取扱所	当社が別に定める区域
	10Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに23チャンネルまで		
	100Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに235チャンネルまで		
	1Gb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに600チャンネルまで		
<p>備考</p> <p>1 上記の2の契約者回線（複数の論理回線について、1の論理回線ごとに1の回線収容部へ収容する場合は、論理回線が設定されたそれぞれの契約者回線とします。）は、同一の都道府県の区域内に設置されたものとします。</p> <p>2 その電気通信サービスの態様又は提供条件について、音声利用 I P 通信網サービスの提供に支障が生じないことを当社及び特定 F T T H 事業者が認めるものに限り。</p>					

- (2) 第2種サービス（タイプ1に係るものに限り。）について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービス		取扱いの単位	その電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域
名称	品目等		
I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（ソフィア光ファミリータイプに係るものに限り。）	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取り扱います。	当社が別に定める区域
I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（ソフィア光マンションタイプに係るものに限り。）	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取り扱います。	当社が別に定める区域

- (3) 第2種サービス（タイプ2に係るものに限り。）について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャンネル数の上限並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービス		取扱いの単位	チャンネル数の上限	その電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域
名称	品目等			
I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（ソフィア光ファミリータイプに係るものに限り。）	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに32チャンネルまで	当社が別に定める区域
	200Mb/s			
	1Gb/s			
I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（ソフィア光マンションタイプに係るものに限り。）	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに8チャンネルまで	当社が別に定める区域
	200Mb/s			
	1Gb/s			

- (4) 当社の音声利用I P通信網サービスの提供区間は、次の区間とします。

- ア 回線収容部と回線収容部（特定F T T H事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。以下において同じとします。）又は相互接続点との間
- イ サービス接続点と回線収容部、サービス接続点（I P通信網とのサービス接続点に限り。）、利用回線（その利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するソフィア光における提供の形態による細目がII型のI P通信網サービスであるものに限り。以下において同じとします。）又は相互接続点との間

ウ 利用回線と回線収容部、利用回線又は相互接続点との間

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届け出なければならないものとしします。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（接続契約者回線等に係る契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者）を当社に対する代表者と定め、これを届け出なければならないものとしします。これを変更したときも同様としします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの任意の1人を代表者として取り扱うことができるものとしします。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、契約者の地位の承継においての届出がないときは、当社は、その契約に係る接続契約者回線等の契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

3 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届け出なければならないものとしします。
ただし、その変更があったにもかかわらず所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第17条（当社が行う第2種契約の解除）、及び第23条（利用停止）に規定する通知その他の通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類の提示を求めることがあり、契約者は当該求めに応じて当該証明書類を当社に対して提示しなければならないものとしします。

4 相互接続通信の料金等の取扱い

- (1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとしします。
 - ア 国内通信に係る相互接続通信は、当社又は特定 F T T H 事業者が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。
 - イ 国際通信に係る相互接続通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者回線番号等を特定 F T T H 事業者へ通知し、当社又は特定 F T T H 事業者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知して、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。

- (2) 別記16（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信（(4) から(7)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記16に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記16に定めるところによるものとします。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとします。

- (3) (2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社又は特定 F T T H 事業者は、その譲渡を承諾します。

- (4) 別記16に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記13（他社相互接続通信に係る協定事業者）に規定する中継事業者若しくは無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る相互接続通信については、当社又は特定 F T T H 事業者が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る他社相互接続通信については、当社又は特定 F T T H 事業者が別に定めるものに限ります。以下この別記4において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社又は特定 F T T H 事業者が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記16に定めるところによります。

イ ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。

その相互接続通信の料金は、当社又は特定 F T T H 事業者が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記16に定めるところによります。

ウ 無線呼出し事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号により識別されるものに係る他社相互接続通信を伴って行われる通信のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社又は特定 F T T H 事業者が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記16に定めるところによります。

- (5) 別記16に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記13に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（当社又は特定 F T T H 事業者が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社又は特定 F T T H 事業者は、その譲渡を承諾します。

- (6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は当社又は特定 F T T H 事業者が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社又は特定 F T T H 事業者の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社又は特定 F T T H 事業者が指定したものの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社又は特定 F T T H 事業者が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

5 電話帳

- (1) 特定 F T T H 事業者は、特定 F T T H 事業者が定める電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載することができます。
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、特定 F T T H 事業者の定めるところに従うものとします。
- (3) 契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表（電話帳重複掲載料）に規定する料金の支払いを要するものとします。

6 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第32条（基本料金の支払義務）から第35条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要するものとします。

7 料金明細内訳情報の提供

当社は、あらかじめ契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。）に登録した電子データにより提供します。

8 端末設備の提供

- (1) 当社又は特定 F T T H 事業者は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払わなければならないものとします。

9 情報料回収代行の承諾

契約者は、有料情報サービス(音声利用 I P 通信網サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービス)であって、当社以外の者が、当社又は特定 F T T H 事業者によるその料金の回収代

行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者(以下「情報提供者」といいます。)に支払う当該サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)を、当社又は特定 F T T H 事業者がその情報提供者の代理人として回収することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

10 情報料回収代行に係る回収の方法

- (1) 当社は、別記 9 (情報料回収代行の承諾)の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その契約者に請求します。この場合、その利用に係る第 2 種サービス又は第 3 種サービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- (2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社又は特定 F T T H 事業者の機器により計算します。

11 情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

12 新聞社等の基準

区分	基準
新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。
放送事業社	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者及び同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者
通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

13 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
端末系事業者	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
中継事業者	電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）
携帯・自動車電話事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信（別記14（携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス）に規定するものに限ります。）を提供する電気通信事業者
P H S 事業	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するP H Sの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者
無線呼出し事業	無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者
I P 電話事業	電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号（別記15（I P 電話事業者の電気通信番号）に規定するものに限ります。）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

14 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

区分	電気通信サービス
グループ1-A	当社が別に定める電気通信サービス
グループ1-C	当社が別に定める電気通信サービス
グループ1-D	当社が別に定める電気通信サービス

15 I P 電話事業者の電気通信番号

区分	使用される電気通信番号
グループ2-A	当社が別に定める番号
グループ2-B	当社が別に定める番号
グループ2-C	当社が別に定める番号

16 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

特定 F T T H 事業者が特定約款にて定める取扱い（この約款制定時において、東日本電信電話株式会社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款の別記15（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）及び西日本電信電話株式会社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款の別記16（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）。ただし、これらの内容又は規定箇所に変更があったときは、変更後の内容又は規定箇所。）における接続契約者回線等をソフィア光に読み替えたものに準じます。

17 協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる協定事業者	締結する利用契約
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1 料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表に定めるところによります。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

6 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

7 第32条（基本料金の支払義務）の規定から第35条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 7において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

8 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

第1表 料金表

【基本サービス月額】

プラン	基本番号数	基本ch数	月額利用料
ソフィア光電話	1番号	1ch	500円
ソフィア光電話・プラス	1番号	1ch	1,500円
ソフィア光電話オフィスタ입	1番号	3ch	1,300円
ソフィア光電話オフィスタ입・プラス	1番号	1ch	1,100円

【付加サービス月額】

プラン	料金の単位	月額利用料
追加チャンネル 基本プランおよびプラス	1利用回線ごと	200円
追加チャンネル オフィスタ입	1chごと	400円
追加チャンネル オフィスタ입・プラス	1chごと	1,000円
追加番号	1番号ごと	100円
着信時番号通知 基本プランおよびプラス	1利用回線ごと	400円
着信時番号通知 オフィスタ입およびオフィスタ입・プラス	1利用回線ごと	1,200円
非通知拒否 基本プラン及びプラス	1利用回線ごと	200円
非通知拒否 オフィスタ입およびオフィスタ입・プラス	1利用回線ごと	600円
通話中着信 基本プランおよびプラスタイプ	1利用回線ごと	300円
着信転送	1番号ごと	500円
迷惑電話拒否	1利用回線ごと もしくは1番号ごと	200円
着信通知メール	1番号ごと	100円
FAX 通知メール	1番号ごと	100円
グループ通話定額 (プラスタイプではお申込みいただけません)	契約回線の総ch数分	400円

※ 電話サービスのプランによりお申込みいただけないサービスがあります。

※「着信時番号通知」のご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応の電話機が必要です。

※「非通知拒否」のご利用には、あわせて「発信者番号通知」のご契約が必要です。

※「通話中着信」はオフィスタ입およびオフィスタ입・プラスではご利用できません。

【基本工事費用】

区分	料金の単位	料金
工事担当者がお伺いする場合	1の工事ごと	4,500円
工事担当者がお伺いしない場合	1の工事ごと	1,000円

※ 「ソフィア光」と「ソフィア光電話」を同時に工事する場合は無料です。

【交換機工事費など】

区分	料金の単位	料金
基本機能	1利用回線ごと	1,000円
ソフィア光電話プラス※	1利用回線ごと	1,000円
着信時番号通知の変更を行う場合※	1番号ごと	700円
着信時番号通知※	1利用回線ごと	1,000円
非通知拒否※	1利用回線ごと	1,000円
通話中着信※	1利用回線ごと	1,000円
着信転送※	1番号ごと	1,000円
迷惑電話拒否※	1利用回線ごと または1番号ごと	1,000円
着信通知メール※	1番号ごと	1,000円
FAX 通知メール※	1番号ごと	1,000円
追加チャネル※	1利用回線ごと	1,000円
追加番号	1番号ごと	700円
同番移行	1番号ごと	2,000円
光広域着信課金		お問い合わせください
ソフィア光電話#ダイヤル		1,000円
特定番号接続	1工事ごと	1,000円

※「ソフィア光電話」と同時に工事する場合は無料です。

【その他工事費】

区分	料金の単位	料金
契約者番号変更	1番号ごと	2,500円
機器工事費（設置）	1装置ごと	1,500円※1
機器工事費（設定）	1装置ごと	1,000円※2

※1 光電話ルーターの開梱、設置、開通試験、片付け等に関わる工事費です。

機器がソフィア光の回線終端装置または VDSL 機器と一体型でソフィア光と同時工事の場合は発生しません。

※2 PPPoE 設定、内線等電話設定、鳴り分け等の電話設定、無線 LAN 設定（SSID 変更等）等、光電話対応機器の設定を当社にご依頼いただく場合に発生する工事費です。

お客さまご自身で設定等行う場合は発生しません。

【一時中断工事費】

区分	料金の単位	料金
基本機能	1の工事ごと	2,000円
契約者回線番号または追加番号	1番号ごと	1,700円
迷惑電話拒否	1番号ごと	2,000円
着信通知メール※	1番号ごと	2,000円
FAX 通知メール※	1番号ごと	2,000円
光広域着信課金	1番号ごと	2,000円
光電話#ダイヤル	1番号ごと	2,000円
特定番号接続	1工事ごと	2,000円

※一時中断後、再度利用を開始する場合の工事費は通常の開通時の工事費と同様です。

【オフィス、オフィス・プラス用レンタルアダプタ利用料】

区分	料金の単位	月額利用料
4チャンネル対応用（アナログ/ISDN）	1台ごと	1,000円
8チャンネル対応用（アナログ/ISDN）	1台ごと	1,500円

【電話帳重複掲載料】

区分	料金の単位	月額利用料
電話帳重複掲載料	電話帳 1 発行ごと 1 掲載あたり	500円

【通話料】

区分		通話料・通信料		
ソフィア光電話	固定電話あて		8円/3分	
	固定電話あて（オフィス・プラス プラン1）	県内通話		6円/3分
		県外通話		10円/3分
	携帯電話への通話	グループ 1-A		16円/60秒
		グループ 1-B	東日本エリアから発信	17.5円/60秒
			西日本エリアから発信	18.0円/60秒
	050IP電話への通話	グループ 1-D		10.8円/3分
		グループ 2-B		10.5円/3分
		グループ 2-C		10.8円/3分
	PHSへの通話	区域内		10円/60秒
		～160km		10円/45秒
		160km超		10円/36秒
		上記以外に通信1回ごとに		10円
	ポケベル等（020 で始まる番号）への通信			15円/45秒
		上記以外に通信1回ごとに		40円
	電話サービスデータ接続対応機器から電話サービスデータ接続対応機器へのデータ通信	利用帯域：64Kbps まで		1円/30秒
利用帯域：64Kbps 超～512Kbps			1.5円/30秒	
利用帯域：512Kbps 超～1Mbps			2円/30秒	
テレビ電話対応機器からFOMAへのテレビ電話通信			30円/60秒	
テレビ電話対応機器からテレビ電話対応機器へのテレビ電話通信	利用帯域2.6Mbpsまで		15円/3分	
上記以外の通信	利用帯域2.6Mbps超		100円/3分	

【携帯及び 050IP 電話の事業者グループは下記のとおりです。】

区分	通信事業者名
グループ 1-A	株式会社 NTT ドコモ、ソフトバンク株式会社（旧ワイモバイル株式会社）
グループ 1-B	KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社（旧ソフトバンクモバイル株式会社）
グループ 1-D	株式会社 NTT ドコモ（ワンナンバー機能により着信する場合）
グループ 2-B	株式会社 STNet、株式会社 NTT ぷらら、九州通信ネットワーク株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、ソフトバンク株式会社（旧ソフトバンク BB 株式会社）、中部テレコミュニケーション株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、楽天コミュニケーションズ株式会社（旧フュージョン・コミュニケーションズ株式会社）、株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
グループ 2-C	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社（旧ソフトバンクテレコム株式会社）、楽天コミュニケーションズ株式会社（旧株式会社パワードコム）、ZIP Telecom 株式会社、アルテリア・ネットワークス株式会社、Coltテクノロジーサービス株式会社